

水の資料館 リニューアル

岐阜公園の水源広場内にある「水の資料館」がリニューアルオープンしました。今回のリニューアルで、展示物などを刷新し、水の大切さや水道の仕組みについて、より分かりやすく、楽しみながら学べる施設となりました。



水の資料館
についてはこちら

見どころ紹介

- 1 本市の水道の歴史・仕組みの解説
- 2 水中ポンプ・水道管などの実物展示
- 3 鏡岩水源周辺部のジオラマ模型

各展示パネルには二次元コードがあり、スマホでかざすと内容を読み上げる機能もあります。



● ジオラマ展示



● 水道管の実物展示

水の資料館の建物について

昭和5年の通水開始から、昭和40年代まで鏡岩水源のエンジン室として使用していた平屋建ての建造物です。外壁には、長良川に豊富にある自然石を使用し、また建物外側には、鉄骨のラチス柱がつけられ、水道施設としては珍しく、山小屋風のデザインで趣のある外観となっています。

平成13年9月に、国の登録有形文化財に登録されました。



施設情報

開館時間 9時30分～16時00分
休館日 毎週月曜日、年末年始(12/29～1/3)
※ただし、月曜日が祝日の場合はその翌日(年末年始を除く)
入館料 無料

【岐阜バスでお越しの方】
「長良橋南・川原町」バス停車、東へ約500m
【車でお越しの方】
鏡岩緑地駐車場(無料)をご利用ください。

【お問い合わせ】 上下水道事業部 水道施設課 / TEL 058-259-7525

お近くにお越しの際には、ぜひお立ち寄りください。



北部プラントの再整備を進めます

岐阜市北部地区に位置する北部プラントは、昭和41年の供用開始から約60年が経過し、今後、老朽化による処理能力の低下が懸念されるため、令和7年度より再整備(水処理施設)に向けて基本設計を進めます。

施設を取り巻く環境

- ・施設の老朽化、激甚化する自然災害等への対応
- ・電気料金等エネルギー価格等や資材単価等の上昇による維持管理経費の増加
- ・河川の水質保全など自然環境等への対応
- ・脱炭素社会の実現に向けた、温室効果ガスの排出削減
- ・施設周辺の宅地化の進行

再整備の方針

- 1 災害への備え → 災害時においても施設の機能維持ができる下水処理場を目指します。
- 2 施設の健全化 → 施設の高機能化やDXの推進により、施設管理の効率性の向上等を図り、低コストな施設を目指します。
- 3 自然環境等への貢献 → 汚水処理方式の高度化による放流水質の安定化を図るとともに、循環型社会の実現を目指します。
- 4 脱炭素社会の実現 → 省エネ、再エネ、創エネ設備の導入を検討し、脱炭素社会の実現を目指します。
- 5 地域との共存 → 臭気対策や景観の向上を図り、地域に親しまれる施設を目指します。



● 現在の北部プラント

施設概要

■ 処理開始年月日 昭和41年7月1日
■ 計画処理能力 43,300m³/日
■ 所在地 岐阜市西中島6丁目3番25号
■ 放流先河川 伊自良川

【お問い合わせ】
上下水道事業部 下水道施設課
TEL: 058-259-7515

知ってほしい

上下水道についてのお願いとお知らせ

水道料金・下水料金のお支払いは、口座振替・クレジットカードで！

お支払い方法を口座振替やクレジットカード継続払いにすると、支払い忘れもなく安心で便利です。

お支払い方法

- 口座振替 (銀行口座からの自動引き落とし)
- 納入通知書 (金融機関やコンビニエンスストア、モバイル決済など)
- クレジットカード (クレジットカード継続払い)

お手続き方法

- 口座振替 金融機関の窓口にて
- クレジットカード 市のホームページにある申込専用サイトから手続き可能



上下水道料金センター

☎ 266-8835



料金のお支払方法
についてはこちら

水道・下水道への切り替えをお願いします

水道は、長良川の伏流水を含む地下水をくみ上げ、定期的な水質検査を行っており、安心・安全でおいしい水を提供しています。また下水道は、家庭の生活排水を浄化し河川へ放流することで、まちを清潔に保っています。井戸水をご利用の方は水道に、下水道が整備された地域でくみ取り便所や浄化槽をご利用の方は、下水道への切り替えをお願いします。

- 工事費用等の助成制度等を行っています。詳しい要件や金額等については、ホームページをご覧ください。営業課負担金・普及係までお問い合わせください。



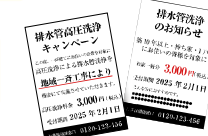
助成金
についてはこちら

排水管高圧洗浄のチラシにご注意を！

排水管高圧洗浄のチラシに関する問い合わせが寄せられています。岐阜市では、公共下水道管の維持のため、管内の清掃や調査を行うことがありますが、各家庭や事業所などの宅内排水洗浄を行うことはありませんのでご注意ください。依頼を検討される際には、必ず複数の業者から見積もりを取り、洗浄する箇所などをよく確認したうえで、まわりの人によく相談して決めましょう。

上下水道事業政策課

☎ 259-7878



- 下水道のつまりに関するご相談
維持管理課 (受付) ☎ 259-7788
- 岐阜市下水道排水設備指定工事店に
関してのご相談
営業課 審査係、指導係 ☎ 259-7519
- 契約でトラブルとなったときのご相談
岐阜市消費生活センター ☎ 214-2666

水道水は定期的に検査を実施しています

岐阜市の水道水は、毎年度策定する「岐阜市水道水質検査計画」に基づき検査を実施し、安全性を厳しく管理しています。詳しい検査結果は、ホームページに公開しています。

- 法令で定められた水質基準全 51 項目 . . . 異常なし
- 有機フッ素化合物 (PFOS 及び PFOA) . . . 不検出※

※ 令和 6 年 8 月 1 日採水



水質管理課

☎ 259-7521



水道水質の検査結果
についてはこちら



有機フッ素化合物
の検査結果
についてはこちら

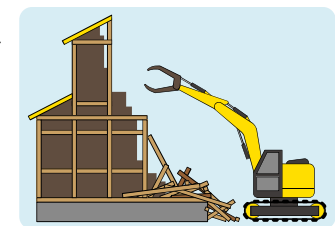
建物を解体される所有者の方へ

水道又は下水道をご利用いただいている建物を解体される場合、所有者の方から「指定店」を通じて、上下水道事業部への申請が必要です。

解体の際は、①～③のいずれかの方法で申請してください。

- ① 給排水工事の指定を受けている解体業者に依頼する
- ② 依頼する解体業者に指定店の手配も含めて依頼する
- ③ 解体業者とは別に、所有者様が直接指定店に依頼する

※「指定店」とは、上下水道事業部が条例に基づき、「指定給水装置工事事業者・下水道排水設備指定工事店」として、給水装置や排水設備工事を行うことができるよう指定した工事店です。



営業課 審査係・指導係

☎ 259-7519



「指定店一覧」
については
こちら



建物を解体される
場合については
こちら